【育成就労計画施行日前申請フローチャート】

申請にあたっては、育成就労制度運用要領第４章及び告示等をご確認ください。

育成就労計画の作成

↓

手数料の納付

↓

育成就労計画認定申請
（申請書類及び手数料の納付が確認できる書類を外国人技能実習機構地方事務所・支所に郵送）

↓

認定通知書発行

・申請に係るリーフレットはこちら

・認定申請手続に係るリーフレットはこちら

・手数料等納付に関する詳細なリーフレットはこちら
・認定申請手数料払込票の取寄せのご案内はこちら
・認定申請手数料ペイジー払いのご案内はこちら

<郵送先>
申請者の住所地（申請者が法人の場合は当該法人の本店の所在地）を担当する外国人技能実習機構地方事務所・支所

<お問い合わせ先>
施行日前申請（監理支援機関許可・育成就労計画認定）コールセンター
電話番号　０５７０―０１１―３００
受付時間　平日９：00～17：00